

CFD 取引説明書(DMM CFD) 新旧対照表

(下線部が変更箇所)

変更箇所	新	旧
<p>CFD 取引のリスク等重要事項について (P.2)</p>	<p>1～3 (現行通り)</p> <p>4. 口座管理費及び取引手数料は、無料です。但し、ロスカット (強制決済注文) は 1Lot あたり 500 円の手数料を徴収いたします。</p> <p>5 (現行通り)</p> <p>6. 当社は、お客様の相手方となって取引を成立させます。(相対取引) お客様との取引から生じるリスクの減少を目的とし、カバー取引を次の業者と行っています。 CMC Markets 金融商品取引業：英国 <u>エフエックス・オンライン・ジャパン株式会社</u> 金融商品取引業：日本</p> <p>7. お客様からお預かりした証拠金は、日証金信託銀行株式会社に金銭信託により、当社の自己の資金とは区分して管理を行っています。</p> <p>(削除)</p>	<p>1～3 (省略)</p> <p>4. 口座管理費及び取引手数料は、無料です。但し、ロスカット (強制決済注文) は 1Lot あたり 500 円の手数料を徴収いたします。<u>本取引による手数料は非課税となります。</u></p> <p>5 (省略)</p> <p>6. 当社は、お客様の相手方となって取引を成立させます。(相対取引) お客様との取引から生じるリスクの減少を目的とし、カバー取引を次の業者と行っています。 CMC Markets 金融商品取引業：英国</p> <p>7. お客様からお預かりした<u>預託証拠金</u>は、日証金信託銀行株式会社に金銭信託を行う方法により区分管理を行っております。 <u>なお、預託証拠金が信託銀行へ入金されるまでの間は、顧客分別金口名義による金融機関 (三井住友銀行) への預金にて当社固有資金とは分別して保管します。</u></p> <p><u>8. 当社、カバー取引先又は資金の預託先の業務又は財産の状況が悪化した場合、証拠金その他のお客様資金の返還が困難になることで、お客様が損失を被るおそれがあります。</u></p>

<p>CFD 取引 のリスク について (P.4)</p>	<p>○ロスカットにおけるリスク 当社の CFD 取引では、<u>証拠金維持率が 100% を下回った段階で保有している全ての建玉を自動的に決済するロスカットルールを設けておりますが、相場の状況・前日の終値と当日の始値が乖離する場合・各メンテナンスの開始前と終了後の価格が乖離している場合・その他理由がある場合には、大きく乖離して約定することがあり、その損失はお客様が当社に預託した金額以上になる可能性があります。なお、発生した不足金額はお客様が当社へ速やかに入金するものとします。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>口座開設 について (P.7)</p>	<p>1～2 (現行通り)</p> <p>3. (1)～(3) (現行通り)</p> <p>(4) 住民基本台帳カード (<u>変更があれば裏面も必要となります</u>)</p> <p>(5)～(9) (現行通り)</p>	<p>1～2 (省略)</p> <p>3. (1)～(3) (省略)</p> <p>(4) 住民基本台帳カード (必ず両面のコピーが必要です)</p> <p>(5)～(9) (省略)</p>
<p>お取引に ついて (P.9)</p>	<p>1～6 (現行通り)</p> <p>7. スワップポイント <u>「スワップポイント」とは、ロールオーバーした場合、ロール金額(終値×数量)に金利と配当利回りを調整した金利を乗じて算出され日々発生します。</u></p> <p>・買いの場合、 ロール金額×金利(配当利回り - 短期金利 - コスト金利)×日数÷360</p> <p>・売りの場合、 ロール金額×金利(短期金利 - コスト金利 - 配当利回り)×日数÷360</p> <p><u>コスト金利は、調達コストで利率は当社が定めるものとします。</u></p>	<p>1～6 (省略)</p> <p>7. スワップポイント <u>短期金利と配当利回りを加味し、これらに相当するスワップポイントが発生します。</u></p> <p><u>買いスワップポイント＝</u> ロール金額×金利(配当利回り - 短期金利 - コスト金利)×日数÷360</p> <p><u>売りスワップポイント＝</u> ロール金額×金利(短期金利 - コスト金利 - 配当利回り)×日数÷360</p> <p><u>同じ銘柄についてのスワップポイントは通常お客様が受取る場合の方が支払う場合よりも小さくなっています。又、売買ともに支払いとなることもあります。</u></p>

8（現行通り）

9. 決済日（受渡日）

決済取引を行った場合の決済日（受渡日）は原則として、当該転売又は買戻しを行った日の翌々営業日とします。又、当該翌々営業日が該当市場の休業日にあたる場合には、該当市場の翌営業日とします。

10～11（現行通り）

12. 取引方法について

当社が提供する CFD 取引はインターネットを通じ、各種端末にて行われます。従って、お客様は本取引を利用するにあたり、お客様の責任で以下に掲げる使用機器及び回線に関する推奨環境を準備する必要があります。また、当社の用意するサーバー上にある取引システム（以下「本取引システム」という。）を利用して行われることを原則とし、本取引システムの改変及び本取引システム以外の使用を禁止いたします。

13（現行通り）

14. 証拠金等の入金・出金

（1）証拠金等の入金

入金は円貨のみの取扱いとなります。お客様による証拠金等の入金は、当社指定銀行口座への振込に限られます。当社指銀行口座に振り込まれた証拠金等については、かかる入金を当社が確認した時点でお客様の取引口座に反映されるため、振り込みから取引口座への反映までの間に一定の時差が生じる可能性がありますのでご注意ください。なお、当社指定銀行口座への振込の際の振込手数料は、お客様負担といたします。

また、入金は DMM FX の取引口座をお持ちで出金可能額がある場合は、振替入金を行うことができます。

8（省略）

（新設）

※新設に伴い以下番号について繰り下がります。

9～10（省略）

11. 取引方法について

当社が提供する CFD 取引はインターネットを通じ、各種端末にて行われます。従って、お客様は本取引を利用するにあたり、お客様の責任で以下に掲げる使用機器及び回線に関する推奨環境を準備する必要があります。

12（省略）

13. 証拠金等の入金・出金

（1）証拠金等の入金

入金は円貨のみの取扱いとなります。お客様による証拠金等の入金は、当社指定銀行口座への振込に限られます。当社指銀行口座に振り込まれた証拠金等については、かかる入金を当社が確認した時点でお客様の取引口座に反映されるため、振り込みから取引口座への反映までの間に一定の時差が生じる可能性がありますのでご注意ください。なお、当社指定銀行口座への振込の際の振込手数料は、お客様負担といたします。

また、入金は DMM FX の取引口座をお持ちで出金可能額がある場合は、振替入金を行うことができます。

なお、入金はクイック入金（オンライン入金）もご利用頂けます。ただし、クイック入金をご利用頂いた場合でも、即時に入金が反映されることを保証するものではありません。お客様のお手続きが最後まで正しく完了しなかったこと又はシステムのエラー等により、口座への反映が翌営業日以降になる場合がありますので、ご注意ください。

入金頂く際の振込名義人は本取引システムのお取引口座名義人と同一のものに限ります。振込名義人とお取引口座名義人が相違することが判明した際は、本取引システムにおける入金処理及び売買発生後といえども当該振込入金の取り消しを行うこととします。これにより発生するリスクは全てお客様にご負担頂きますので、ご注意ください。

クイック入金、振替入金は定期メンテナンスを行う時間帯はご利用頂くことができません。

又、システム障害時や臨時メンテナンスを行う時間帯はご利用頂くことができません。なお、当社指定銀行口座への振込の際の振込手数料は、お客様負担といたします。ただし、クイック入金、振替入金をご利用の際の振込手数料は当社負担といたします。

※ クイック入金とはオンラインにて当社提携金融機関よりお客様の口座に即座にお振込ができるサービスです。

※ 振替入金とは、お取引口座間の資金の出金可能額を振替ができるサービスです。

※ クイック入金は即時入金を保証するものではなく、お客様による手続きや通信回線状況等の不具合によっては入金が翌営業日以降になることがあります。この場合に生じた損失、機会利益の逸失、費用負担については一切の責任を負いません。

1 5（現行通り）

入金頂く際の振込名義人は、本取引システムのお取引口座名義人と同一のものに限ります。振替入金は定期メンテナンスを行う時間帯はご利用頂くことができません。又、システム障害時や臨時メンテナンスを行う時間帯はご利用頂くことができません。

1 4（省略）

	<p><u>16. 益金に係る税金</u></p> <p>個人が行った店頭における CFD 取引で発生した益金（売買による差益及び金利収益）は「雑所得」として総合課税の対象となりますので、雑所得が年間（1月1日から12月31日まで）20万円を越えた場合には、（例えば年間の給与収入額が2,000万円以下の方など、通常は確定申告の必要がない方であっても）確定申告する必要があります。</p> <p><u>法人が行った店頭における CFD 取引で発生した益金の額に算入されます。</u></p> <p><u>金融商品取引業者は、お客様に CFD 取引で発生した益金の支払を行った場合は、原則として、当該お客様の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当該金融商品取引業者の所轄税務署長に提出します。</u></p>	<p><u>15. 益金に係る税金</u></p> <p>個人が行った店頭における CFD 取引で発生した益金（売買による差益及び金利収益）は「雑所得」として総合課税の対象となりますので、雑所得が年間（1月1日から12月31日まで）20万円を越えた場合には、（例えば年間の給与収入額が2,000万円以下の方など、通常は確定申告の必要がない方であっても）確定申告する必要があります。</p>
CFD 取引の 手続き について	<p>1～5（現行通り）</p> <p>6. 手数料 <u>取引管理費、取引手数料は無料です。ただし「ロスカットルール」に従い当社が決済する場合は、1 Lot あたり 500円を手数料として徴求いたします。</u></p> <p>7～8（現行通り）</p>	<p>1～5（省略）</p> <p>6. 手数料 <u>取引管理費、取引手数料は無料です。ただし「ロスカットルール」に従い当社が決済する場合は、1 Lot あたり 500円を手数料として徴求いたします。本取引による手数料は非課税となります。</u></p> <p>7～8（省略）</p>
最終行	<u>平成22年4月1日改訂</u>	(追加)